

## 第7期国の新基準（標準9段階）

【変更内容】  
第7段階「190万円未満」を「200万円未満」に変更  
第8段階「290万円未満」を「300万円未満」に変更

段階 (9段階)	基準額に対する割合	平成29年度		所得段階判定基準	段階	基準額に対する割合	第1号被保険者数	H30	H31	H32	H37
		所得段階別人数	割合					11,166	11,191	11,213	11,133
第1段階	0.5	1,195	10.9%	生活保護受給者							
				老齢福祉年金受給者							
				課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	世帯全員が市民税非課税者	1	0.5	1,212	1,215	1,218	1,209
課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	2	0.75	805	806		808	802				
第2段階	0.75	793	7.2%	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	3	0.75	696	698	699	694	
第3段階	0.75	686	6.2%	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税者	4	0.9	1,645	1,648	1,652	1,640
第4段階	0.9	1,621	14.7%	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方		5	1.0	2,350	2,356	2,359	2,343
第5段階	基準額	2,316	21.0%	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が120万円未満の方	6	1.2	2,033	2,038	2,042	2,027	
第6段階	1.2	2,004	18.2%	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が120万円以上200万円未満の方	7	1.3	1,528	1,531	1,534	1,524	
第7段階	1.3	1,408	13.7%	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が200万円以上300万円未満の方	8	1.5	536	537	538	534	
第8段階	1.5	598	4.8%	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が300万円以上の方	9	1.7	361	362	363	360	
第9段階	1.7	384	3.2%								
合計		11,005	100.0%			計	11,166	11,191	11,213	11,133	
保険料の基準額								5,900		7,934	
弾力化をした場合の保険料額								-		-	

## 案1 段階と基準額に対する割合は第6期計画と同様とする。

【変更内容】  
第8段階「240万円未満」を「250万円未満」に変更

国の基準	段階 (11段階)	基準額に対する割合	平成29年度		所得段階判定基準	段階	基準額に対する割合	第1号被保険者数	H30	H31	H32	H37
			所得段階別人数	割合					11,166	11,191	11,213	11,133
第1段階	第1段階	0.5	1,195	10.9%	生活保護受給者							
					老齢福祉年金受給者							
					課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	世帯全員が市民税非課税者	1	0.5	1,212	1,215	1,218	1,209
課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	2	0.75	805	806	808		802					
第2段階	第2段階	0.75	793	7.2%	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	3	0.75	696	698	699	694	
第3段階	第3段階	0.75	686	6.2%	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税者	4	0.9	1,645	1,648	1,652	1,640
第4段階	第4段階	0.9	1,621	14.7%	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方		5	1.0	2,350	2,356	2,359	2,342
第5段階	第5段階	基準額	2,316	21.0%	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が120万円未満の方	6	1.2	2,033	2,038	2,042	2,027	
第6段階	第6段階	1.2	2,004	18.2%	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が120万円以上200万円未満の方	7	1.3	1,528	1,531	1,534	1,524	
第8段階	第8段階	1.5	390	3.2%	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が200万円以上250万円未満の方	8	1.5	352	353	354	351	
	第9段階	1.6	208	1.6%	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が250万円以上300万円未満の方	9	1.6	184	184	184	183	
第9段階	第10段階	1.7	248	2.0%	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が300万円以上500万円未満の方	10	1.7	223	224	224	223	
	第11段階	1.8	136	1.2%	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が500万円以上の方	11	1.8	138	138	139	138	
合計			11,005	100.0%			計	11,166	11,191	11,213	11,133	
保険料の基準額								5,900		7,934		
弾力化をした場合の保険料額								5,880		7,909		

※ 第2段階の基準額に対する割合が「0.7」の場合、弾力化した場合の保険料額は5,919円となる。

【所得割の課税されない方】  
どなたも扶養にとつておられない場合、総所得金額が35万円以下の場合

## 案2 第2段階の基準額に対する割合を0.7に変更、第6段階を35万円を基準に分割する。第11段階を800万円を基準に分割する。

国の基準	段階 (13段階)	基準額に対する割合	平成29年度		所得段階判定基準	段階	基準額に対する割合	第1号被保険者数	H30	H31	H32	H37
			所得段階別人数	割合					11,166	11,191	11,213	11,133
第1段階	第1段階	0.5	1,195	10.9%	生活保護受給者							
					老齢福祉年金受給者							
					課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	世帯全員が市民税非課税者	1	0.5	1,212	1,215	1,218	1,209
課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	2	0.7	805	806	808		802					
第2段階	第2段階	0.7	793	7.2%	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	3	0.75	696	698	699	694	
第3段階	第3段階	0.75	686	6.2%	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税者	4	0.9	1,645	1,648	1,652	1,640
第4段階	第4段階	0.9	1,621	14.7%	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方		5	1.0	2,349	2,356	2,360	2,342
第6段階	第6段階	1.15	178	1.6%	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が35万円未満の方	6	1.15	181	181	181	180	
	第7段階	1.2	1,826	16.6%	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が35万円以上120万円未満の方	7	1.2	1,853	1,857	1,861	1,847	
第7段階	第8段階	1.3	1,506	13.7%	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が120万円以上200万円未満の方	8	1.3	1,528	1,531	1,534	1,524	
第8段階	第9段階	1.5	347	3.2%	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が200万円以上250万円未満の方	9	1.5	352	353	354	351	
	第10段階	1.6	181	1.6%	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が250万円以上300万円未満の方	10	1.6	184	184	184	183	
第9段階	第11段階	1.7	220	2.0%	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が300万円以上500万円未満の方	11	1.7	223	224	224	223	
	第12段階	1.8	79	0.7%	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が500万円以上800万円未満の方	12	1.8	80	80	80	80	
第9段階	第13段階	2.0	57	0.5%	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が800万円以上の方	13	2.0	58	58	58	58	
合計			11,005	100.0%			計	11,166	11,191	11,213	11,133	
保険料の基準額								5,900		7,934		
弾力化をした場合の保険料額								5,918		7,957		

**案3 第11段階の基準額に対する割合を1.8、第12段階を1.9、第13段階を2.0とする。**

国の基準			平成29年度		所得段階判定基準	段階	基準額に対する割合	第1号被保険者数	H30	H31	H32	H37
	段階(13段階)	基準額に対する割合	所得段階別人数	割合								
第1段階	第1段階	0.5	1,195	10.9%	生活保護受給者							
					老齢福祉年金受給者							
					課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	1	0.5		1,212	1,215	1,218	1,209
第2段階	第2段階	0.7	793	7.2%	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	2	0.7		805	806	808	802
第3段階	第3段階	0.75	686	6.2%	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	3	0.75		696	698	699	694
第4段階	第4段階	0.9	1,621	14.7%	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	4	0.9		1,645	1,648	1,652	1,640
第5段階	第5段階	基準額	2,316	21.0%	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	5	1.0		2,349	2,356	2,360	2,342
第6段階	第6段階	1.15	178	1.6%	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が35万円未満の方	6	1.15		181	181	181	180
	第7段階	1.2	1,826	16.6%	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が35万円以上120万円未満の方	7	1.2		1,853	1,857	1,861	1,847
第7段階	第8段階	1.3	1,506	13.7%	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が120万円以上200万円未満の方	8	1.3		1,528	1,531	1,534	1,524
第8段階	第9段階	1.5	347	3.2%	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が200万円以上250万円未満の方	9	1.5		352	353	354	351
	第10段階	1.6	181	1.6%	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が250万円以上300万円未満の方	10	1.6		184	184	184	183
第9段階	第11段階	1.8	220	2.0%	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が300万円以上500万円未満の方	11	1.8		223	224	224	223
	第12段階	1.9	79	0.7%	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が500万円以上800万円未満の方	12	1.9		80	80	80	80
	第13段階	2.0	57	0.5%	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が800万円以上の方	13	2.0		58	58	58	58
	合計		11,005	100.0%				計	11,166	11,191	11,213	11,133
									保険料の基準額		5,900	7,934
									弾力化をした場合の保険料額		5,901	7,934

- ※ 国の基準9段階からの細分化については、各自治体で所得段階の分布状況に応じ、それぞれの裁量によって決めることができる。
- ※ 第1段階について、第6期に引き続き、低所得者向けの軽減対策が実施される予定である。
- ※ 第2段階 0.75から0.7に基準額の割合を引き下げる。第6段階(国の基準)について35万円を基準に分割する。(負担増額要因)  
負担能力に応じた負担を求めるという観点から、高所得者を更に細分化し、第9段階(国の基準)について800万円を基準に分割する。(負担減額要因)